

神栖市ふるさと納税返礼品及び協力事業者の選定基準（令和2年7月27日）

（1）返礼品の選定基準

- ①総務省が通知する返礼品に関する各種基準等を順守している品物やサービスであること。
- ②返礼品として取り扱う商品やサービスについての製造、販売、営業に関する各種資格や許可を取得していること。

（2）協力事業者について

- ①申込者が個人の場合、又は市内に本社又は営業所等がある法人の場合は、申込み時に市税の滞納がないこと。
- ②次のような取扱い（手続き）が可能であること
 - ・注文や連絡のための手段（メールまたはFAX）があること。
 - ・注文により、寄附者へ直接発送を行うこと。
 - ・代金等の支払いで、口座振込ができること。
 - ・連絡先等の掲載（インターネット含む）が可能であること。
 - ・寄附者からの苦情に対し、誠意のある対応をすること。
 - ・協力事業者側に責任があると認められる苦情については、協力事業者による負担で、代替品を送付すること。
- ③暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）に規定される暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

（3）協力事業者における個人情報の取扱いについて

配達先として依頼する寄附者の個人情報については、厳重に管理し、適切に廃棄するとともに、当事業の使用目的以外に使用することはできない。また、協力事業者でなくなった後においても、同様の取扱いとする。（ただし、返礼品の送付後に、寄附者からの個別の商品の申込み等により入手された個人情報については、この限りではない。）

（4）返礼品の写真等の取扱いについて

市等に提供する返礼品をPRするための写真や文章等にかかる知的財産権については、事業者の責任において、当該権利の利用に関し必要な承諾を得ることとする。